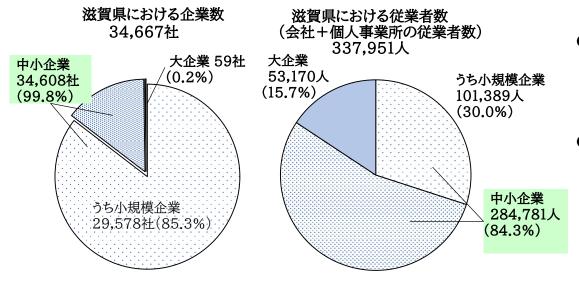


滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の 一部改正(最終案)について

1. 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の制定等の背景

- ・本県の中小企業の数は、県内企業の99.8%、従業者数も全体の80%以上を占める。
- ・中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面でも大変 重要な役割を果たしており、滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業 の活性化が不可欠。
- ・このようなことから、中小企業の活性化を推進するため、平成24年12月28日に「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、平成25年4月1日から施行。
- ・平成26年6月に施行された小規模企業振興基本法の趣旨等を踏まえ、条例を改正(平成28年4月1日施行)し、 小規模企業者の定義等を明確にするとともに、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を新たに条例に位置付け。



●中小企業(中小企業基本法第2条)

製造業その他・・・資本金 3億円以下/従業員300人以下 卸売業・・・・・・資本金 1億円以下/従業員100人以下 サービス業・・・・資本金5千万円以下/従業員100人以下 小売業・・・・・・資本金5千万円以下/従業員 50人以下

●小規模企業

上記のうち、製造業その他では従業員20人以下、他は5人以下の会社、個人。

2. 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の仕組み

基本理念

中小企業の活性化のための6つの基本理念(基本的な考え方)を定める

施策の基本

中小企業の活性化に関する県の施策の基本となる方向 を定める

- (1)中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
- (2)中小企業の経営基盤の強化
- (3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

県、中小企業者、関係者等の役割等

○県の責務

- ○中小企業の努力
- ○中小企業に関係する団体の役割
- ○大企業者の役割
- ○大学その他の教育研究機関の役割
- ○金融機関の役割

○県民の役割

連携および協力の推進

- (1)県は、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進します
- (2)中小企業者および関係団体等は、施策実施に協力するよう努めることとします

◎施策の推進のための仕組み

実施計画 中小企業者等の 意見の反映 検証および施策への反映 調査研究の実施等 推進体制の整備 財政上および税制上の措置

滋賀県ちいさな企業応援月間

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、 小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進(平成28年追加)



3. 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の基本理念

中小企業の活性化は、次の基本理念に基づき実施しています。

- 1. 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- 2. 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること(平成28年追加)
- 3. 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること(平成28年一部改正)
- 4. 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- 5. ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特色が生かされること
- 6. 県、中小企業者、中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国および 他の地方公共団体の連携および協力が図られること

4. 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例が定める関係者の責務、役割等

中小企業を地域の経済や社会の主役と捉え、関係者が連携して中小企業の活性化を支援しています。

中小企業に関係する団体の役割

中小企業の活性化のため に支援および協力を積極 的に行うよう努めることと します

県の責務

中小企業活性化施策を総合 的に策定・実施します 中小企業者、関係団体等、 国、市町等と連携し、情報提供、支援等を行います

中小企業者の努力

経済的社会的環境の変化に対応して、 自主的かつ自立的に経営の向上および 改善に努めることとします

商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、 地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画 により、地域の経済および社会に貢献するよう 努めることとします

県民の役割

中小企業の活性化への関心と理解を深め、中小企業者が供給する物品の購入等により、中小企業の活性化に資するよう努めることとします

大企業者の役割

中小企業者との取引の拡充、研究開発への支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入等により、中小企業の活性化に資するよう努めることとします

大学その他の 教育研究機関の役割

中小企業者の研究開発、新 規事業の創出、人材の確 保・育成への支援等により、 中小企業の活性化に資する よう努めることとします





金融機関の役割

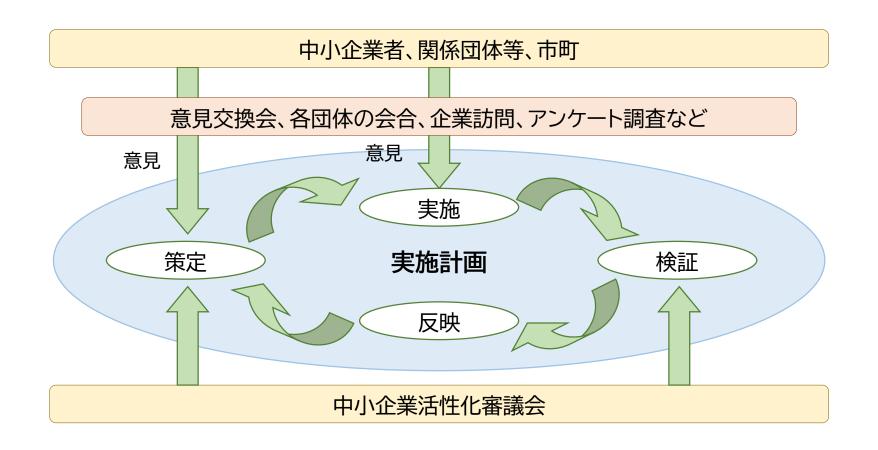
中小企業者の資金需要へ の適切かつ積極的な対応、 経営改善への支援等により、 中小企業の活性化に資する よう努めることとします



5. 中小企業活性化施策の推進

条例の実効性を確保するための仕組みを設け、着実に施策を実施しています。

- ・中小企業の皆さんをはじめ、関係団体、市町などの意見をお聴きしながら、活性化施策を策定し、実施します。
- ・活性化施策をまとめた毎年度の実施計画に基づき、着実に活性化施策を推進します。
- ・PDCA(Plan Do Check Action)サイクルにより、実施計画の実施状況を検証し、次の施策に反映します。



6. 条例施行後10年間の総括および条例の見直し

「滋賀県中小企業活性化推進条例」の施行(平成25年4月)から 10年 が経過中小企業・小規模事業者を取り巻く 経済・社会情勢に大きな変化 10年前にはなかった考え方、この10年間で変わった考え方を反映する必要

生産年齢人口の減少による 慢性的な人材不足 働き方の多様化、 外国人材の受入れ進展 <u>デジタル化・DX・</u> データドリブンの加速

社会的課題解決(SDGs、CO₂ネットゼロ等)への対応の必要性

危機管理(感染症、原油価格高騰、 サイバーセキュリティ等) の重要性増大

など

(これまでの経過)

令和4年3月 県から中小企業活性化審議会へ諮問

令和4年7月 中小企業活性化審議会(令和4年度第1回) 条例施行後10年間の施策検証結果

令和4年9月 中小企業活性化審議会(令和4年度第2回) 中間報告

令和5年2月 中小企業活性化審議会(令和4年度第3回) 答申案

令和5年3月 中小企業活性化審議会から県へ答申

令和5年8月 中小企業活性化審議会(令和5年度第1回) 条例改正案

令和5年9月~10月 県民政策コメント実施

令和5年11月 中小企業活性化審議会(令和5年度第2回) 条例改正最終案

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」施行後10年間の 中小企業活性化施策の総括・検証および今後の取組の展開について(答申)【概要】

第1章 条例施行後10年間の総括等の趣旨

中小企業は地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、雇用や地域づくりなどの面で重要な役割を果たしていることから、中小企業の活性化を図ることを目的とした「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の施行後10年を契機とし、中小企業活性化施策の総括・検証を行うとともに、今後の取組の展開について検討を行う。(令和4年3月に県から中小企業活性化審議会へ諮問。本年3月に審議会から県へ答申を予定。)

第2章 中小企業を取り巻く状況の変化

- 1 本県経済・産業の状況
- ·人口減少、少子高齢化の進行
- ・中小企業、小規模事業者の数は減少傾向
- ·新型コロナウイルス感染症の影響により景況悪化、観光入込客数減少
- 2 中小企業を取り巻く経済・社会状況
- ・生産年齢人口の減少による慢性的な人材不足
- ・働き方の多様化、外国人材の受入れ進展
- ·デジタル化・DX・データドリブンの加速
- ・社会的課題解決(SDGs、CO2ネットゼロ等)への対応の必要性
- ・危機管理(感染症、原油価格高騰、サイバーセキュリティ等)の重要性増大

- 3 アンケート調査、企業訪問の結果(概要)
- ・過去10年間で事業活動に影響が大きかったことについては、 「新型コロナウイルス感染症」が最も多く、次いで「原材料価格高騰」、 「人口減少・少子高齢化の進行」が続く。
- ・**課題や支援を求めること**については、 「人材採用・育成」、「資金不足」、「生産性向上のための設備投資」が多い。
- ・最も支援を求めたいことについては、

「積極的な人材採用、活用」…建設業

「資金調達、資金繰り改善」…小売業(飲食店以外)、卸売業

「生産性向上のための設備投資」…製造業、サービス業、小売業(飲食店)

第3章 施策の検証および中小企業の活性化における課題

- 1 施策の成果
- (1) 喫緊の課題への対応(新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策)
- (2)中小企業の成長の円滑化(水環境ビジネスや医工連携、海外展開支援、将来の成長発展が期待される分野の取組進展)
- (3)中小企業の経営基盤の強化(人材確保・育成、働き方の多様化への対応、商工会・商工会議所等による経営指導や制度融資の活用促進、事業承継、 創業支援による中小企業・小規模事業者の経営支援)
- (4) **産業分野別の取組**(県内への新規立地や再投資促進、地場産業・地場産品の魅力発信、商店街振興、「ここ滋賀」開設やビワイチ推進など観光振興)
- 2 中小企業活性化における課題
- ・物価高騰や円安など喫緊の課題への対応により、中小企業の事業活動の下支えや未来を見据えた投資の促進を図る必要
- ・デジタル化やDX、CO2ネットゼロ等が進展する中で、成長分野におけるイノベーション創出、新たなチャレンジを行いやすい環境整備を図る必要
- ・生産年齢人口の減少や産業構造の変化に伴う人材ニーズへの対応や、後継者の確保、資金繰り支援等により、<mark>経営基盤の強化</mark>を図る必要
- ・各産業分野においてデジタル化やSDGsへの対応、魅力向上などに取り組むことにより、地域経済の活性化を図る必要























第4章 今後の取組展開

目指す姿

厳しい経済や社会の状況の中にあっても、未来に向け果敢に事業活動を展開し、 強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍する中小企業

今後の 中小企業活 性化施策の 方向性

施策1 滋賀の産業を担うひとづく りの推進

求職者の支援を図るととも に、企業の人材育成や、多様 な働き方を促進する。

- ①人材確保
- ②人材育成
- ③働き方改革の推進

施策2

中小企業の新たな挑戦および 社会的課題解決の取組の促進

中小企業の成長に向けた支援 を強化し、生産性向上によるコロ ナからの反転攻勢を図る。

- ①イノベーション創出・研究開発
- ②新商品開発支援
- ③海外展開支援
- ④起業・スタートアップ支援
- (5)DX推進
- ⑥CO2ネットゼロ推進

施策3

中小企業の経営基盤の強化に よる持続的な発展への支援

中小企業の持続的な発展に 向けた支援を強化し、活力ある 滋賀の実現を目指す。

- ①小規模事業者支援
- ②商工団体による経営支援
- ③資金繰り支援(制度融資)
- ④事業承継
- ⑤官公需
- ⑥危機管理

施策4

産業・地域の特性に応じた取組の 促進

各産業分野において、産業や地 域の特性に応じた中小企業の事 業活動を活発化する。

- ①製造業振興
- ②地場産業振興
- ③商店街(商業・サービス業)振興
- 4)観光振興
- ⑤建設産業振興
- ⑥農商工連携、6次産業化
- (7)その他、産業・地域の特性に 応じた取組

留意すべき 事項

- ・各種計画に基づく施策の推進
- ・小規模事業者への情報発信

- ・データやニーズに基づく施策の立案・実施
- ・支援機関との更なる連携強化による伴走型の支援

第5章 条例について

社会情勢の変化や中小企業を取り巻く課題を踏まえ、

- ・中小企業活性化施策について、**「産業を担うひとづくり」、「社会的課題の解決」、「危機管理」**の追加を検討
- ・小規模事業者の魅力発信および施策活用の促進について、国、市町や関係団体等と連携した更なる情報発信の強化を検討

7. 中小企業活性化施策の基本(第8条)【改正】

4つの基本方向に改正を行い、中小企業活性化施策を展開していきます。

1. 中小企業による自らの成長を目指す取組、地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組の円滑化

- ①将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進
- ②県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進
- ③海外における円滑な事業展開の促進
- ④地域社会の課題解決の促進【新設】
- ⑤創業および新たな事業の創出の促進【新設】

2. 中小企業の人材に関する取組

- ①人材確保【新設】
- ②人材育成【新設】
- ③魅力ある職場づくりの推進【新設】

3. 中小企業の経営基盤の強化

- ①資金供給の円滑化、経営改善【改正】
- ②事業承継の促進【新設】
- ③受注機会の増大
- ④危機管理能力の向上【新設】

4. 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

- ①製造業振興、地場産業振興
- ②商店街(商業・サービス業)振興
- ③観光振興
- ④その他、産業分野の特性に応じた事業機会増大

さらに、中小企業活性化施策を効果 的に実施するため、事業の分野を異に する事業者の交流の機会の提供、共同 研究の実施に対する支援その他の方法 により、中小企業者および関係団体等 の有機的な連携を促進します。

8.滋賀県ちいさな企業応援月間(第18条)【改正】



滋賀県ちいさな企業応援月間

~地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します!~

- ○県内中小企業の9割近くを占める小規模企業は、地域の経済や社会の担い手として大変重要な役割を果たしている。
- ○滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、小規模企業をはじめとする中小企業(以下、「ちいさな企業」という。)の活性化が必要不可欠。
- 〇そこで、滋賀県では、平成26年に施行された「小規模企業振興基本法」の趣旨を踏まえ、平成28年に条例を改正し、新たに「滋賀県ちいさな企業応援月間」を条例に位置づけ。
- ○近年、広報・情報発信手法の中心は、ポスター掲示、チラシ配布といった紙媒体だけでなく、ホームページやSNSといったデジタル媒体の活用を追加。
 - ○国(中小企業庁)が広報を強化する「中小企業魅力発信月間」(7月)および「中小企業の日」(7月20日)と一体的な広報を行い、効果的な情報発信を行うため、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を10月から7月に変更。
 - ○関係機関等と連携しながら、7月に、中小企業経営者を対象とするシンポジウム、セミナー等の開催を検討中。



令和6年度中小企業活性化施策の方向性について

10.令和6年度中小企業活性化施策の方向性

<課題>

- ・コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方、物価高騰や人材不足等の影響は幅広い事業者に及んでおり、特に中小企業では十分に回復を実感できるまでには至っていない。
- ・改正予定の中小企業活性化推進条例の新たな施策の方向性を踏まえ、県内中小企業の新たな挑戦や社会的 課題解決の取組の促進、ひとづくりの推進、経営基盤の強化等を図る必要がある。
 - ①中小企業による自らの成長を目指す取組、 地域社会の持続的かつ健全な発展に 貢献しようとする取組の円滑化
 - ・近未来技術の社会実装に向けた取組
 - ・海外展開チャレンジへの支援
 - ・ソーシャルビジネス創出支援
 - ・地域社会の課題解決を目指す小規模事業者の取組支援
 - ・社会的課題解決を目指す起業への支援
 - ・中小企業団体やモノづくりにおけるDX、GX の推進

など

③中小企業の経営基盤の強化

- ・ゼロゼロ融資からの借り換え等の資金繰り支援
- ・事業承継ネットワークとの連携促進
- ・サイバーセキュリティ対策の促進

②中小企業の人材に関する取組

- ・若者、女性、中高年など、多様な人材確保の促進
- ·外国人材(高度技術人材)の確保·活用支援 の強化
- ·DX人材の育成支援
- ・専門人材の活用によるリスキリング支援
- ・女性管理職の育成支援
- ・多様な主体と連携した働き方改革の推進など

④産業分野の特性に応じた中小企業の 事業活動の活発化

- ・地場産業の新たな流通ルートの確立による 販路開拓やサステナビリティ対応への支援
- ・シガリズムの推進(「世界とつながる滋賀」を 意識した観光誘客)

など